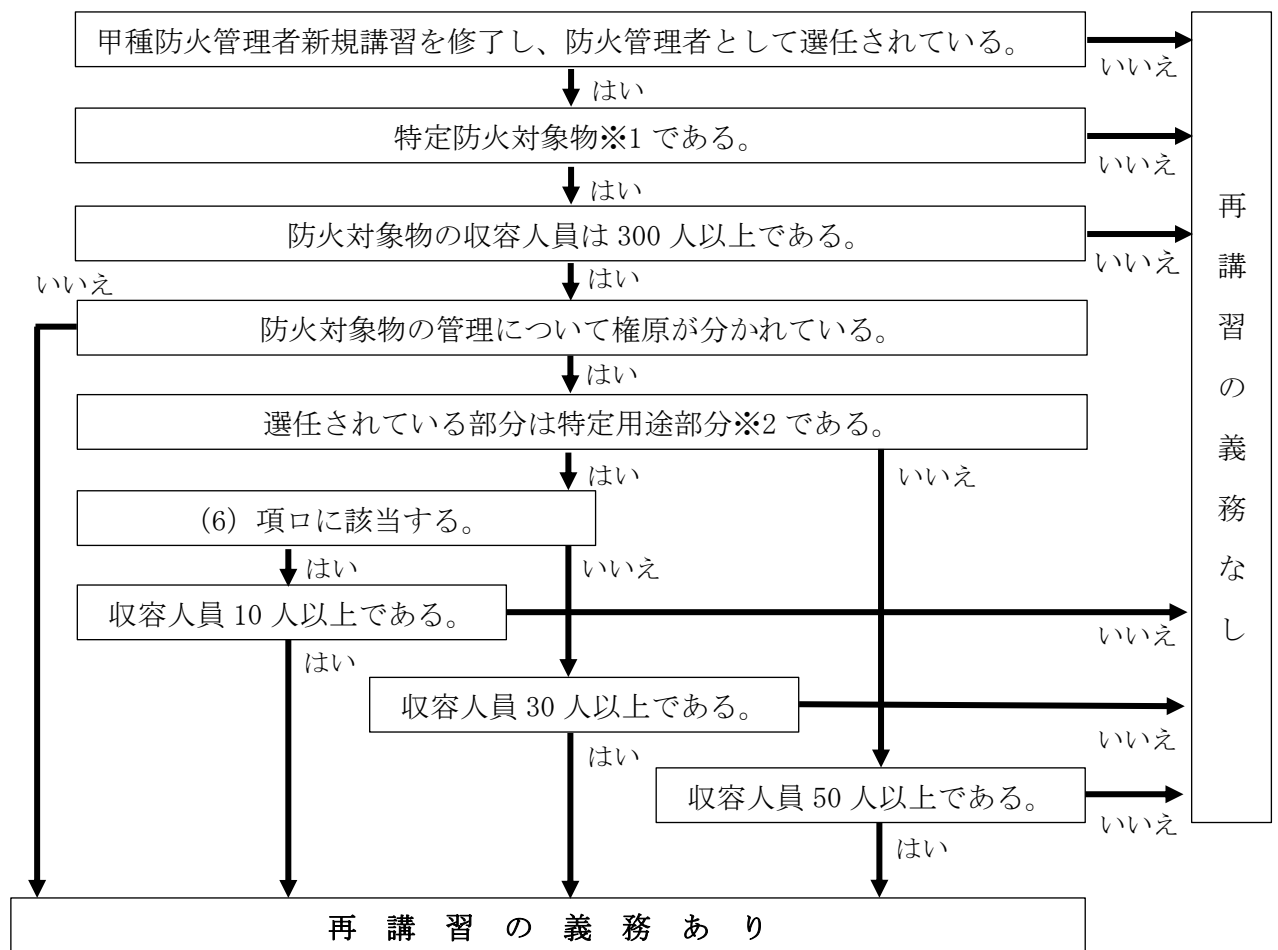


## 甲種防火管理再講習

### (1) 受講対象

特定防火対象物で、収容人員が300人以上の甲種防火対象物(延べ面積300m<sup>2</sup>以上)の防火管理者。(下記のフローチャートで判断してください。)

※ ただし、甲種防火管理新規講習の課程を修了していない者(学識経験者等)は対象外。



※ 1 「防火対象物用途区分 令別表第1」を参照(次ページ)

※ 2 消防法施行令別表第一(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途

## (2) 受講期限

防火管理者に選任された日から 4 年以上前に新規講習または再講習を修了された方は、選任された日から 1 年以内に再講習を受講すること。

防火管理者に選任された日から 4 年以内に新規講習または再講習を修了された方は、最後に講習を修了した日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内毎に再講習を受講すること。

